

専用水道設置者 各位

札幌市保健所長

PFOS 及び PFOA の水質基準化に伴う情報提供及び事前の水質検査の実施について

平素より本市衛生水準の維持・向上に多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年 5 月 16 日付で国土交通省ならびに環境省より事務連絡「水道における PFOS 及び PFOA に関するフォローアップ調査について」が発出されました(別添資料 1)。その中で、令和 8 年度以降の PFOS 及び PFOA の水質基準値、専用水道における水質検査の頻度及び軽減措置に関する情報提供、並びに今年度中の専用水道水の水質検査の実施に関する依頼がありました。

専用水道設置者におかれましては、下記の内容をご確認いただき、今年度中に専用水道水の水質検査の実施を検討いただくとともに、検査を実施した場合はその結果を保健所に報告くださいますようお願いいたします。

記

1 PFOS 及び PFOA の水質基準と検査頻度

令和 8 年 4 月 1 日から水質基準に関する省令及び水道法施行規則が改正され、PFOS 及び PFOA が水質基準項目となる予定です。基準値は PFOS 及び PFOA の合算値として 50ng/L 以下となり、検査頻度は水質基準の有機化合物に準じておおむね 3 か月に 1 回以上となる見込みです。詳細については別添資料 2 (別紙 1) をご確認ください。

2 令和 7 年度までに実施した水質検査結果による軽減措置について

現時点では、専用水道設置者が施行(令和 8 年 4 月 1 日)より前に浄水の PFOS 及び PFOA の水質検査を実施し、検査結果から検出される可能性が小さいと判断される場合、令和 8 年度以降の水質検査の頻度を軽減できる考えであることが示されています(原水等の状況により 6 か月に 1 回もしくは 1 年に 1 回に軽減が可能)。詳細については別添資料 3 (別紙 2) をご確認ください。

この内容を踏まえ、これまで浄水の PFOS 及び PFOA の水質検査を行っていない専用水道設置者におかれましては、令和 7 年度中に浄水の水質検査を実施して濃度を把握するようお願いいたします。また、令和 8 年度の水質検査計画策定に当たっては PFOS 及び PFOA の水質検査に関する検討を忘れずに実施いただくようお願いいたします。

3 PFOS 及び PFOA の検査結果の報告のお願い【提出期限：8/22（金）】

全国の PFOS 及び PFOA の状況把握のためのフォローアップ調査を国交省及び環境省で実施しています。

つきましては、令和 7 年 8 月 22 日までに専用水道水の PFOS 及び PFOA の水質検査を実施した専用水道設置者におかれましては、その検査結果について保健所へ提出をお願いいたします。なお、令和 6 年度の専用水道維持管理報告書に浄水の結果を添付していただいた場合は、改めて提出する必要はありません。

<提出書類>

- ・【別紙】PFOS 及び PFOA 水質試験結果について（報告）
- ・PFOS 及び PFOA の水質検査結果の写し

なお、上記 1～3 に関する Q&A を札幌市ホームページに掲載しておりますので、併せて参考にしてください。

札幌市ホームページ

https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f3seikatu/wat_sensui.html

4 PFOS 等を含む水処理に用いた使用済み活性炭の適切な保管について

環境省から PFOS 及び PFOA を含む水の処理に用いた使用済み活性炭の適切な保管についての注意喚起がありました（別添資料 4）。浄水処理に活性炭を使用している専用水道設置者におかれましてはご注意ください。

添付資料

（資料 1）水道における PFOS 及び PFOA に関するフォローアップ調査について

（国土交通省水管理・国土保全局水道事業課、環境省水・大気環境局環境管理課）

（資料 2）水質基準に関する省令及び水道法施行規則の一部を改正する省令案について
（概要）

（資料 3）施行後における PFOS 及び PFOA の水質検査の考え方(案)

（資料 4）PFOS 等を含む水の処理に用いた使用済み活性炭の適切な保管等について

（環境省水・大気環境局環境管理課長 環境再生・循環資源局産業廃棄物規制課長）

担当：札幌市保健所生活環境課ビル衛生係
柴田、鈴木

TEL 011-622-5165

FAX 011-622-7311

e-mail biru-eisei@city.sapporo.jp

別紙

PFOS 及び PFOA 水質検査結果について（報告）

以下の事項をご記入の上、検査結果書の写しと併せて、e-mail、FAX、郵送いずれかの方法で保健所生活環境課ビル衛生係までお送りください。

【専用水道名】

【連絡先】 氏名：

電話番号：

e-mail：

送付先

住所：〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 ビル 3 階
札幌市保健所 生活環境課ビル衛生係

FAX：011-622-7311

e-mail：biru-eisei@city.sapporo.jp

提出期限

令和7年8月22日（金）

お問い合わせ先

電話：011-622-5165 札幌市保健所生活環境課ビル衛生係 担当：柴田、鈴木

e-mail：biru-eisei@city.sapporo.jp